

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表

(別添)

新	旧																				
医政発0809第4号 平成23年8月9日 (一部改正 平成27年4月1日 <u>平成28年3月30日</u> )	医政発0809第4号 平成23年8月9日 (一部改正 平成27年4月1日)																				
各都道府県知事 殿  厚生労働省医政局長	各都道府県知事 殿  厚生労働省医政局長																				
外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について  (略)	外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について  (略)																				
様式1	様式1																				
外国の病院に関する認定申請書	外国の病院に関する認定申請書																				
(略)	(略)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>                             8. 診療科名                              (基幹型・協力型記入)                              当該病院の医療法上の標ぼう診療科について                              該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜                              科がない場合は「99. その他」欄に記入するこ                              と                         </td> <td>                             標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)                              1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食                              道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10.                              呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科                              14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科                              18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リ                              ウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科                              27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 <u>30. 耳鼻咽喉科</u> 31. リハビリテー                              ション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救                              急科 99. その他 (次に記入してください。)                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">901 科</td> <td style="text-align: right;">902 科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">903 科</td> <td style="text-align: right;">904 科</td> </tr> </tbody> </table>		※	(略)	(略)	8. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について 該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜 科がない場合は「99. その他」欄に記入するこ と	標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。) 1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食 道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リ ウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 <u>30. 耳鼻咽喉科</u> 31. リハビリテー ション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救 急科 99. その他 (次に記入してください。)	901 科	902 科	903 科	904 科	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>                             8. 診療科名                              (基幹型・協力型記入)                              当該病院の医療法上の標ぼう診療科について                              該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜                              科がない場合は「99. その他」欄に記入するこ                              と                         </td> <td>                             標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)                              1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食                              道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10.                              呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科                              14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科                              18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リ                              ウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科                              27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 <u>30. 耳鼻いんこう科</u> 31. リハビリ                              テーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科                              35. 救急科 99. その他 (次に記入してください。)                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">901 科</td> <td style="text-align: right;">902 科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">903 科</td> <td style="text-align: right;">904 科</td> </tr> </tbody> </table>		※	(略)	(略)	8. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について 該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜 科がない場合は「99. その他」欄に記入するこ と	標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。) 1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食 道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リ ウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 <u>30. 耳鼻いんこう科</u> 31. リハビリ テーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次に記入してください。)	901 科	902 科	903 科	904 科
	※																				
(略)	(略)																				
8. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について 該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜 科がない場合は「99. その他」欄に記入するこ と	標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。) 1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食 道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リ ウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 <u>30. 耳鼻咽喉科</u> 31. リハビリテー ション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救 急科 99. その他 (次に記入してください。)																				
901 科	902 科																				
903 科	904 科																				
	※																				
(略)	(略)																				
8. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について 該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜 科がない場合は「99. その他」欄に記入するこ と	標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。) 1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食 道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リ ウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 <u>30. 耳鼻いんこう科</u> 31. リハビリ テーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次に記入してください。)																				
901 科	902 科																				
903 科	904 科																				

11～18 (略)

(略)

(記入要領)

1～7 (略)

8 「医師（研修医を含む。）の員数」欄について

(1)～(4) (略)

(5) 「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること（患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること。）。

※算出式

$$\left[ \frac{\text{精神病床及び療養病床に係る入院患者数（歯科の入院患者数を除く。）} + \text{精神病床及び療養病床以外の病床に係る入院患者数（歯科の入院患者数を除く。）}}{3} + \frac{\text{外来患者数（精神科、耳鼻咽喉科、眼科及び歯科の外来患者数を除く。）} + \text{精神科、耳鼻咽喉科及び眼科の外来患者数}}{2.5 + 5} - 52 \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$$

9～17 (略)

11～18 (略)

(略)

(記入要領)

1～7 (略)

8 「医師（研修医を含む。）の員数」欄について

(1)～(4) (略)

(5) 「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること（患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること。）。

※算出式

$$\left[ \frac{\text{精神病床及び療養病床に係る入院患者数（歯科の入院患者数を除く。）} + \text{精神病床及び療養病床以外の病床に係る入院患者数（歯科の入院患者数を除く。）}}{3} + \frac{\text{外来患者数（耳鼻いんこう科、眼科及び歯科の外来患者数を除く。）} + \text{耳鼻いんこう科及び眼科の外来患者数}}{2.5 + 5} - 52 \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$$

9～17 (略)